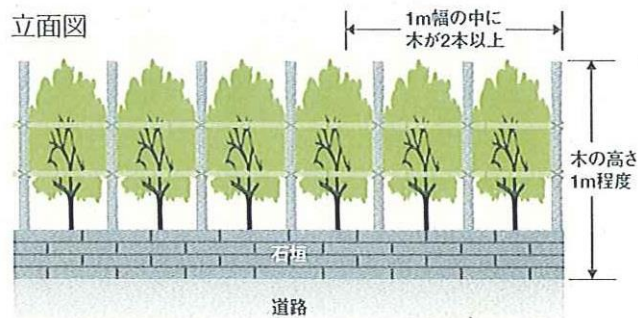


山辺町生け垣設置奨励補助事業

この事業は、うるおいとやすらぎに満ちた、緑豊かなまちづくりを推進することを目的として、山辺町内に新たに生け垣を設置しようとする工事のうち、設置にかかる資材費用の一部を補助するものです。

補助の対象となる工事

- ①生け垣を設置しようとする箇所のうち、公道または公共施設等に **3メートル以上隣接する部分**があること。
- ②生け垣は列状に配置し、高さは**前面道路から1メートル程度**の高さとする。また、植栽本数は原則 **1メートルあたり2本以上**とすること。
- ③生け垣は**敷地内に設置**されるものであり、山辺町の気候風土に適したもので、他に害を及ぼすおそれのないものであること。
- ④これから設置する生け垣であり、**植栽に未着手**であること。
- ⑤植栽を行うにあたって、他の補助金等（利子補給制度や国、県、町の事業に係る補償費を含む）を受け取るものではないこと。
- ⑥令和5年1月末日までに完成届を提出することができること。



補助金の額

補助金の額は、生け垣を設置することに要した費用のうち、**樹木、資材購入にかかる費用の1/2**です。（円単位未満切り捨て、上限額 **7万円**）

※造園業者などに委託した場合は、**植栽に要した金額のうち、樹木、資材購入にかかる費用のみが補助の対象となります。**

補助の申込みができる方

次に掲げるすべてにあてはまる方が申請することができます。

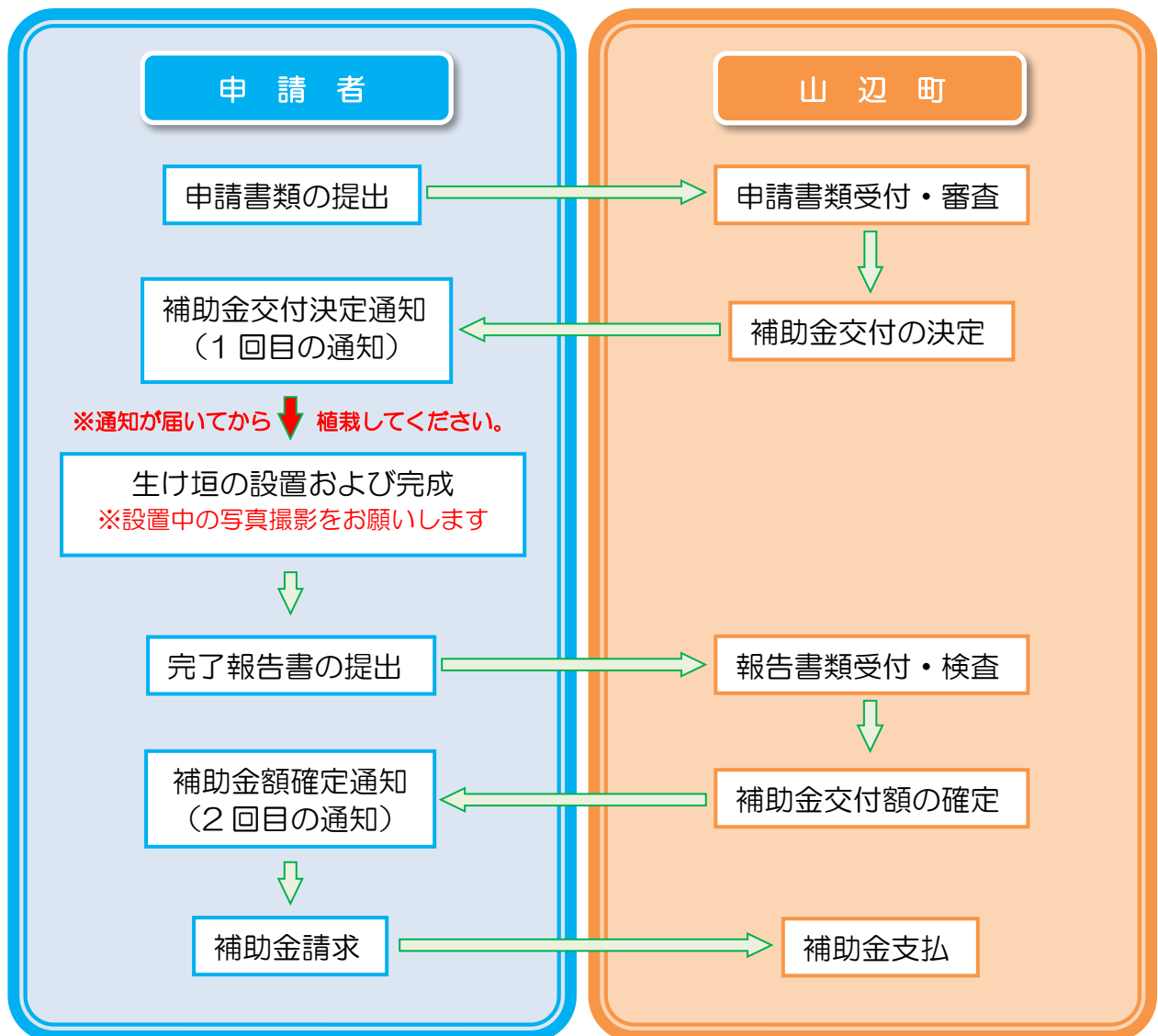
- ①山辺町内の土地（住宅、事務所、駐車場など）の所有者又はその世帯員であること。もしくは、土地の所有者の同意を得た土地の使用者であること。
- ②申請者及び申請者と同じ世帯に居住する者について、町県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金、町営住宅使用料、大蕨簡易水道使用料、築北簡易水道使用料に滞納がないこと。
- ③暴力団員ではないこと。または暴力団員と密接な関係を持つ者ではないこと。

申込みの方法

- 申込受付期間 **令和4年7月4日（月）～令和4年11月30日（水）**
※事業枠に達した時点で締め切る場合があります。
- 申込受付窓口 山辺町建設課 管理用地係（山辺町役場2階）
- 申込書類
- ・交付申請書（様式第1号）
 - ・実施計画書（様式第2号）
 - ・樹木、資材の金額のわかる書類（見積書など）
 - ・着工前写真

申請の流れ

補助金を適切に交付できるようにするため、必ず**交付決定通知（1回目の通知）以降に設置を開始するよう**お願いします。



※植栽を行うにあたって、町の**他の補助金（利子補給を含む）**を同時に申請した場合は、**補助金の交付決定を取り消します。**

補助金を受け取った後に他の補助金を申請していることが判明した場合には、**補助金を返還していただく**こととなりますので、ご注意ください。

お問い合わせ：山辺町 建設課 管理用地係 Tel.023-667-1113（建設課直通）